

2019年度（平成31年度）阪神北ふるさと文化の伝承事業 応募のご案内

1 対象事業

(1) 地域の伝統文化（次の要件のいずれかを満たすもの）を後継者（主に子どもたち）に伝承する事業

例) 踊り、田楽、お練り、獅子舞、にわか、唄、音頭、雅楽、人形劇、通過儀礼 等

- 国・県・市町から無形文化財として指定されているもの
- 市・町史など市町が発行する文書において、地域の伝統文化として紹介されているもの
- 地域に現存することが珍しいなど、後世に保存するべきとして市町が推薦するもの

(2) 交付決定日から2020年3月31日までに実施、完了する事業

【対象とならない事業】

- 政治的活動を目的とするもの
- 宗教の宣伝広告など、宗教上の組織・団体の使用、便益、維持を目的とするもの
- 営利を目的とするもの
- 暴力行為、迷惑行為の恐れがあるもの
- 文化祭などの校内行事や企業・学校・地域団体内のサークル・クラブ活動など、団体内部の行事と見なされるもの
- 物品の制作を目的とするもの
- 公序良俗に反する、法令等に抵触するなど補助にふさわしくないもの

2 対象団体

(1) 阪神北地域内の自治会、保存団体等で地域の伝統文化を担っている団体

(2) 組織、運営、代表者に関する事項を定めている団体

※対象としないもの

- ・宗教活動、政治活動、営利活動を主たる目的とする団体
- ・暴力団もしくはその統制下にある団体、その他公共の福祉に反する活動を行っている団体

3 補助金額

1 団体あたり 上限 20 万円

※事業内容等により、審査の結果不採択や補助金額の減額もあります。

4 注意点

本事業の実施は2019年度（平成31年度）予算が成立することを前提とします。

5 補助対象経費・補助対象外経費

補助対象経費は、事業の実施に直接必要な経費とします。領収書がない等使途が不明な経費、事業実施期間外に支払った費用は対象外となります。

〔補助対象経費例〕

- ①謝 金－講師等謝金、出演料等
※1人1回あたり3万円を上限
※スタッフ等関係者への謝金は不可
- ②旅 費－講師交通費実費、活動に要するスタッフ交通費実費
- ③需 用 費－事務用品等消耗品費
- ④使 用 料－会場・付属設備使用料
- ⑤記 録 費－ビデオ制作費、記録活動に必要な消耗品の購入費等
- ⑥委 託 費－事業に必要な業務を業者に委託する経費
※助成対象経費の1/2上限
- ⑦用 具 費－事業に必要な物品の制作に係る経費
※助成対象経費の1/2上限
- ⑧そ の 他－事業の実施にあたり、必要性が明確に認められる経費

〔補助対象外経費例〕

- ①謝 金－スタッフ等関係者への謝金
- ②旅 費－団体事務局の通常業務や研修の旅費
- ③消耗品費－会議・事業での弁当代、食事代、お茶代等の飲食費
- ④備品購入費－使用耐用期間がおおむね1年以上にわたり、対象事業以外でも使用する物品
- ⑤そ の 他－団体の事務所費用（家賃・光熱水費）

6 応募方法

(1) 申請書受付期間

2019（平成31）年3月19日（火）～4月26日（金）

(2) 応募方法

事業計画書等所定の書類を下記の問い合わせ先まで持参または郵送してください。

①交付申請書（様式第1号、別紙1、2、3）

②既存団体は、規約（会則、会員名簿等）及び過去の活動実績に関する資料（プログラム、チラシ等）

今後実行委員会を設立する団体については規約案（会則、会員名簿等）

・応募書類は募集期間内必着でお願いします。

・担当者の連絡先は、平日の昼間でも連絡が可能なものを記入してください。

（連絡可能時間が限られている場合はその旨追記してください。）

・応募受付後、電話等で事業計画・内容等を確認する場合があります。

7 補助団体の決定等

(1) 県において審査会を設け、事業の効果・効率性、事業内容の具体性・専門性などの観点から応募書類を審査の上、補助団体を決定します。

(2) 補助金交付申請書を確認の上、交付決定通知書により交付金交付決定額をお知らせします。

8 実績報告

(1) 実績報告書の提出

事業が完了した日から 30 日以内、または 2020 年 4 月 30 日のいずれか早い日まで に所定の実績報告書（様式第 10 号、別紙 4）を提出してください。なお、提出期限までに報告書の提出がない場合は、補助金の交付決定を取り消すことがあります。

(2) 補助金の支払い

補助金は事業完了後に支払います。実績報告書等を確認の上、補助額を確定し、補助金請求書により指定された口座へ補助金を振り込みます。

9 P R 支援

伝統文化の保存・継承に向けた団体の取り組みや当日の様様を取材し、以下の P R 素材を作成する。

(1) 動画記録 伝統文化ごとに約 5 分の動画を作成し、県 H P や YouTube で配信する。県民局 1 階の県民向けスペースで常時上映するほか、管内市町にも配布する。

(2) 広報ちらし 伝統文化ごとに A 4 両面のカラーちらしを作成し、県民局窓口や各種イベントで配布するほか、管内市町や歴史文化施設等で配布する。



10 阪神北ふるさと文化遺産

本事業に応募した伝統文化について、一年間の助成手続きや取材を通じて、メンバーの伝承意欲、地域の協力体制、事務事業の推進体制等を確認し、翌年度に「阪神北ふるさと文化遺産」として認定する。

セミナー等のイベントにあわせて認定式を行い、地域の伝統文化を広く発信するとともに、地域住民の誇りを高め、ふるさと意識のさらなる向上を図る。

11 問い合わせ先

兵庫県阪神北県民局県民交流室地域振興課（寺田、川西）

〒665-8567 宝塚市旭町 2 - 4 - 15

T E L 0797-83-3133 F A X 0797-86-4379

※受付時間は平日の 10:00～17:00（ただし、12:00～13:00 を除く）